

令和元年度第2回  
泉大津市都市計画審議会

議事摘録

令和2年2月10日（月）  
午前10時30分

泉大津市役所 3階大会議室

## 令和元年度第2回泉大津市都市計画審議会 議事摘録

### 【議 題】

審議案件 議案第1号 南部大阪都市計画道路の変更について  
議案第2号 南部大阪都市計画公園の変更について  
議案第3号 泉大津市立地適正化計画の策定について

【開催日時】 令和2年2月10日（月） 10：30～11：30

【開催場所】 泉大津市役所 3階大会議室

### 【出席委員】

久 委員	臼谷委員	波床委員	伊丹委員	江野委員
池辺委員	大塚委員	貫野委員	中村委員	林 委員
澤田委員	石坂委員	小橋委員	吉村委員	

### 【欠席委員】

北島委員

### 【事務局】

都市政策部長	朝尾 勝次
都市政策部次長	向井 秀樹
都市政策部次長兼都市づくり政策課長	山野 真範
都市づくり政策課課長補佐	八木 勇司
都市づくり政策課課長補佐兼みどり推進係長	川上 政弘
都市づくり政策課街路整備係長	渡部 智幸
都市づくり政策課公園整備係長	高井 大輔
都市づくり政策課計画係長	中村 剛
都市づくり政策課係員	二俣 慶祐

### 【傍聴者】

1名

## 【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 傍聴者入場
- (3) 審議会委員の紹介
- (4) 議案第1号 南部大阪都市計画道路の変更について（市決定）  
原案どおり承認。
- (5) 議案第2号 南部大阪都市計画公園の変更について（市決定）  
原案どおり承認。
- (6) 議案第3号 泉大津市立地適正化計画の策定について（諮問）  
「今後、居住誘導区域の設定について国や大阪府の指針等が変更された場合には、適切に見直すこととします」と付記することで、承認。

## 【議事内容】

- (1) 開 会

### 【事務局】

ただ今より、令和元年度第2回泉大津市都市計画審議会を開催させていただきます。本日は、公私何かとお忙しい中、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

先に、資料の確認をお願いいたします。まず、次第、議案書、そして本日、お配りいたしました委員名簿、配席表、参考資料として資料①パワーポイント資料、資料②立地適正化計画概要版、資料③パブリックコメントの結果についての計7点となっております。過不足等ございましたら、お申しつけください。

なお、本日は、現委員数15名のうち14名の委員のご出席をいただいておりますので、本市、都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

- (2) 傍聴者入場

### 【事務局】

会議は原則公開となっており、本日は、1名の傍聴者が来られております。

傍聴者の方は、入場の際に配付しております「傍聴者心得」を遵守していただきますようお願いいたします。

また、会議録は、公表としており、記録のため必要に応じて写真撮影・録音を

させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

### (3) 審議会委員の紹介

### (4) 議案第1号 南部大阪都市計画道路の変更について

#### 【事務局】

本案件につきましては、前回審議会においてもご報告をさせていただいておりますが、今回、ご審議いただくにあたり、改めて変更の概要についてご説明させていただきます。

今回の変更は、都市計画道路の見直しに伴うものでございますので、まずは、都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。

都市計画道路の見直しとは、長い年月において、都市計画決定後、未整備となっている道路では、道路整備を行う際に支障とならないよう、その計画の範囲に建設する建物には、一定の制限がかかり、土地所有者や周辺地域において、土地利用への影響を生じさせています。

そこで、計画だけが残り長期間、未整備となっている道路では、その整備により期待される役割や今後の社会情勢の変化などを踏まえ、計画の見直しが必要となります。検討の結果によっては、都市計画の廃止や路線の短縮、幅員の縮小などの変更を行うというものであります。

本市においては、平成16年に一度、見直しを行っており、4路線について計画の廃止等を行っておりますが、現時点においても計画決定後、長期にわたり未整備となっている路線が存在するため、改めて見直しを行ったものであります。

検討を行った路線としては、検討当時において未着手区間が残っている都市計画道路のうち、既に事業中であるものや、整備について大阪府と協議を行う必要があるものを除く南海中央線、泉大津中央線、助松式内線の3路線について行いました。

見直しの考え方につきましては、大阪府の「都市計画道路の見直し基本方針」を参考に、計画決定後、長期にわたり未整備である路線であり、かつ、今後も30年以上、整備見通しが立たない路線について見直しを行うものとしたしました。

その結果、泉大津中央線において、今後も30年以上整備見通しが立たないものとして、未整備区間の廃止などについて、更に検証をすすめることにいたしました。

都市計画道路泉大津中央線は、大阪臨海線からJR阪和線を越え、和泉中学校付近までの延長約2,920mの路線であり、その内、大阪臨海線から南海中央線までの延長約1,470mの区間においては、幅員25m～27mの片側2車線の4車線道路として都市計画決定されておりますが、未だ整備されておられません。

検証は、大阪府の都市計画道路見直しの基本方針を基に、あらためて泉大津中央線整備による各種機能による、必要性について確認を行いました。

その内容としましては、泉大津中央線において、交通処理機能、交通安全機能、市街地形成機能、環境形成機能、防災機能の5点について現況などを踏まえて、整備効果について見直しました。

結果としましては、各機能において泉大津中央線の整備による一定の効果は得られるものの、多額の整備費用に対して、その効果は低いものと判断いたしました。

したがって、現在、未整備区間となっている大阪臨海線から堺阪南線までを廃止し、堺阪南線から南海中央線までの幅員を縮小し、延長約2,430m、車線数2、幅員16m、すなわち、延長、幅員について、現状のままとするものであります。

なお、只今ご説明させていただきました変更内容につきまして、公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条の案の縦覧に際しての意見書の提出はございませんでした。

以上、議案第1号、南部大阪都市計画道路について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 【会長】

前回も、事務局よりご説明いただき意見交換を行っておりますが、只今の内容に質問・ご意見等はございますでしょうか。

それでは、第1号議案について、原案どおり承認する事にご異議ございませんか。

#### 【委員】

異議なし。

**【会長】**

ご異議がないようでございますので、議案第1号については、原案どおり承認いたします。

(5) 議案第2号 南部大阪都市計画公園の変更について

**【事務局】**

こちらの案件につきましても、前回審議会において、ご報告をさせていただきました東雲公園、春日公園、小松公園、三十合池公園の変更等についてでございますが、今回、ご審議いただくにあたり、改めて変更の概要についてご説明させていただきます。

まず、最初は、東雲公園であります。東雲公園は、本市役所に隣接する公園で、先ほど、ご審議いただきました泉大津中央線に面して都市計画決定されている約1.3haの近隣公園であります。本公園のうち、泉大津中央線に面している部分においては、都市計画道路泉大津中央線の区域を縮小するため、その部分について公園区域の拡大を行おうとするものであります。その結果、都市計画公園東雲公園の面積は、約1.3haから約0.1ha増加し、約1.4haとなります。

続きまして、春日公園であります。春日公園は、現在、春日墓地敷地に決定している面積約1.6haの近隣公園であります。公園整備にあたっては、泉大津中央線の整備の際に、墓地を移転し、残った土地を、公園として整備する予定をしておりましたので泉大津中央線の当該区間の都市計画の廃止に伴って、本公園の整備見通しも立たなくなります。そこで、当該地区での公園整備の必要性から代替公園の検討を行った上で、春日公園の廃止を行おうとするものであります。

では、次に春日公園の代替公園についてでございますが、代替公園については、春日公園の隣接地である市民会館等跡地であれば、既に市所有地であることから、その整備の実現性も高く市民会館等跡地の約4haにおいて新たに近隣公園として追加しようとするものであります。その範囲といたしましては、港湾エリアへの接続や、市民会館等跡地における公園区域以外の土地との連携した活用などを踏まえ、廃止する春日公園より約0.4ha大きい、約2.0haを都市計画公園小松公園として追加しようとするものであります。

最後に、三十合池公園についてご説明いたします。先にご説明いたしました3つの公園につきましては、都市計画道路泉大津中央線の見直しに伴うものがありますが、三十合池公園については、今後の市全体の公園のあり方から、変更を行おうとするものであります。前回もご説明いたしましたが、本市には現在、86箇所の大小さまざまな公園、緑地が整備されておりますが、そのうち、5割以上の公園が開設から30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状態にあります。また、人口減少や少子高齢化の進展、更に厳しい財政状況の中、公園の適切な維持管理を続けていくことが困難な状況になってきております。そこで、今後の公園整備においては、全体的に公園機能の適切な配置を図ることで、限られた財源の中で、効率的・効果的な再整備や維持管理を図り、公園に対する市民の満足度を向上させることを目的に泉大津市公園整備マスタープランを策定いたしました。三十合池公園については、このマスタープランに基づき変更しようとするものであります。

まず、三十合池公園についてですが、我孫子地内に位置する面積約1.2haの近隣公園であります。主な機能としては、グラウンド機能及び遊具機能となっております。今回は、機能面について、近接する板原1号公園との集約統合について、現状の公園の利用状況や公園周辺の土地利用状況、更には、他の公共施設の再配置などを踏まえて検討し、その結果、現状であまり利用されていない三十合池公園の遊具機能を、周辺に住宅も多い板原1号公園に集約させ、板原1号公園を広場機能とともに、より遊ぶ公園としての充実を図ることといたします。

一方、三十合池公園については、現在も利用者の多いグラウンド機能に特化させ、遊具エリアにあたる公園区域を縮小し、新たな土地利用について検討を行うものであります。変更後の三十合池公園の面積は0.3ha減少し0.9haとなりますが、今後は、グラウンド機能に特化した近隣公園としての位置付けを継続させるものであります。

以上、まとめますとまず、3・3・206-2号東雲公園の区域の拡大、次に、3・3・206-3号春日公園の廃止、そして、3・3・206-12号小松公園の追加、最後に、三十合池公園の区域縮小となります。三十合池公園については、区域の縮小に伴い名称番号の規模を表す部分においても変更が生じるため、3・3・206-7号から3・2・206-7号三十合池公園へ名称変更及び区域の縮小を行おうとするも

のであります。

4つの都市計画公園の変更等による面積は、約0.2ha増加となり、市域全体の都市計画公園面積は、約34.29haから約34.49haとなります。

なお、只今ご説明させていただきました変更内容につきまして、公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条の案の縦覧に際しての意見書の提出はございませんでした。

以上、議案第2号、南部大阪都市計画公園の変更について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**【会長】**

只今の内容に質問・ご意見等はございますでしょうか。

**【中村委員】**

先ほどのご説明では、春日公園を廃止して、その近隣に同規模の小松公園を設置するとのことですが、同じ理論であれば三十合池公園の縮小分と同面積を近隣にある板原1号公園へ拡充、若しくは、近隣に三十合池公園の縮小分と同規模の新たな公園の設置が望ましいと思うのですが、今回の計画に至った考えをお聞かせ願えればと思います。

**【事務局】**

春日公園の廃止に伴って、近隣に同規模の小松公園を設置させていただくのは、堺阪南線より西側に公園が少ないという点、早期に整備ができるという点から今回の小松公園設置の計画を進めているものです。

ただ、本市には86箇所の公園があり、維持管理が大変な状況であります。

しかし、市民ニーズに、「特徴的な公園」というものがありますので、今回、三十合池公園については、遊具エリア部分の見直しを行い、近隣にある板原1号公園の機能の充実を図りながら、適切な維持管理ができるように、面積等の見直しを行ったものです。

**【中村委員】**

面積については、わかりました。

今、維持管理と適切な配置についてのお話がありましたが、今回の変更を行うことで、どれほどの費用が削減できるのでしょうか。

整備するのに必要になる費用をどのように考えているのでしょうか。

公園の数によるものが主か、遊具の数によるものが主か。

公園の数を変更することによる費用対効果はどうなるのでしょうか。

**【事務局】**

公園の数によって費用対効果は比例と言いますか、場所によっては違うのですが、現在のところ、正直、公園の維持管理が追い付いていない状況です。作業員の人数も限りがあるため、費用を掛ければ適正な管理ができるかと言うと、難しいところもあり、公園を集約集中させた形で適正な維持管理を目指していきたいということから、公園整備マスタープランの方針に基づいて、再整備をさせていただければと思います。

**【中村委員】**

わかりました。

**【会長】**

他にございませんか。

それでは、第2号議案について、原案どおり承認する事にご異議ございませんか。

**【委員】**

異議なし。

**【会長】**

ご異議がないようでございますので、議案第2号については、原案どおり承認いたします。

(7) 議案第3号 泉大津市立地適正化計画の策定について

**【事務局】**

本案件につきましても前回審議会において、立地適正化計画の素案について、ご説明をさせていただきましたが、計画の目的や、計画のイメージについて、あらためて簡単に、ご説明させていただきます、前回からの経過の報告、前回以降の修正について、ご説明させていただきます。

今後の都市におけるまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、あらゆる世代が健康で快適な生活を実現することや財政面などで持続可能な都市経営を実現することが課題であり、医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、あらゆる住民が公共交通により、これらの生活利便施設等に

アクセスできるなど、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方に基づくまちづくりを進めることが重要です。そのような中、平成26年に都市再生特別措置法が改定され、市町村は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設などの立地の適正化に関する計画、いわゆる立地適正化計画の策定が可能となりました。そこで本市においても、人口減少や少子高齢化の進行や今後集中的に迎える公共施設の更新時期などへ適切に対応するために50年後100年後の将来を見据え、泉大津市立地適正化計画の策定するものです。

立地適正化計画の一般的なイメージとしては、立地適正化計画は、都市計画区域を対象に定め、その都市計画区域内において、市街化区域等に対して居住誘導区域として、居住を誘導し、人口密度を維持するエリアを設定し、さらに、その区域の中に、都市機能誘導区域として、生活サービスを誘導するエリアと、そこに誘導する施設を設定するもので、本市においては、全域が都市計画区域で市街化区域であることから、市域全域に対して定めることとします。

前回審議会では、これらを基に検討しました、素案についてご報告させていただきました。

では、次に、前回以降の策定の経過について説明させていただきます。昨年11月26日の第1回都市計画審議会以降、12月19日から1月9日までの間、パブリックコメントを実施し、1月16日に庁内関係部局職員による庁内会議により、内容の精査を行い、(案)としてまとめを行い、本日、「泉大津市立地適正化計画」の策定としまして、本審議会に諮問させていただいているところでございます。

パブリックコメントにつきましては、お手元にお配りしております資料3のとおり、1名から1件の意見が提出されましたが、考え方や方針等に対する意見ではなく、表記に関するご意見でございました。

それでは、これより前回からの変更点の説明をさせていただきます。

No.1として、第1回都市計画審議会においてご意見をいただきました、居住誘導区域に浸水想定区域が含まれることの妥当性についてですが、現在の市街地の形成状況について、当該区域は、すでに市街地が形成され、人口が集中していること。都市計画マスタープランにおける都市づくりの方針において、当該区域は、今後も快適な住環境を図る地域としていること、関連する計画における、河川整備の方針、避難体制の整備、防災意識の高揚や地域連携などの施

策や取り組みなどを踏まえ、災害に対する適切な対応を図ることで、浸水想定区域も居住誘導区域に含むこととし、対応としましては、本編 103 頁 8.1 居住誘導区域の考え方において、それらの説明を補足させていただいたうえで、当初設定していた居住誘導区域のままとさせていただきました。

次に No.2 として、第 1 回都市計画審議会においてご意見をいただきました、目標値の妥当性について、人口密度の維持や年少人口割合などは、立地適正化計画で対応できること以外の要素も影響するので、目標値としては、直接的、例えば、都市機能施設の立地件数など、としておいた方が良くはないかというご意見についてですが、人口減少が予想される本市においては、人口密度の維持は、立地適正化計画の遂行により達成すべき課題であり、また、本市の人口特徴は、子育て世代の 30～39 歳およびその子ども世代となる 0～14 歳が転出超過であり、適切な都市機能や居住誘導を通じて、末永く住み続けたいまちへの進化により、都市づくりの観点からも、子育て世代に選ばれることが必要と考えています。そこで、これらの考え方を踏まえ、対応としましては、目標値（1）は、当初のままの、居住誘導区域内の人口密度とし、令和 22 年において予測値の 7,060 人/㎥を上回ることを、目標値（2）につきましては、当初「年少人口の割合」としていたものを、「市全体の 30～39 歳代の転入超過」とし、令和 22 年においてプラスの転入超過の維持と変更しました。

また、この 30～39 歳代の転入超過を維持することで、その子ども世代となる 0～14 歳代の年少人口割合を維持することも期待できると考えております。

次に No.3 として、前回審議会以降の変更点としまして、都市計画誘導区域および誘導施設の再検討をおこないました。

あらためて検討した内容は、①として、現状の都市施設の立地状況および将来の土地利用等を踏まえた都市機能誘導区域の設定。

②として、現状の土地利用状況や誘導区域に該当する範囲の用途地域による建築面積の制限等を踏まえた、都市機能誘導施設における、商業施設の規模。

③として、誘導する施設の立地環境を踏まえ、その役割に応じた都市機能誘導施設の位置付け。

これらを踏まえ、適切な都市機能誘導区域および誘導施設に修正しました。再検討①の対応として、1 点目、中心拠点・泉大津駅周辺の都市機能誘導区域について、松之浜二丁目 10、堺阪南線沿いの家電量販店を含む範囲を追加しま

した。

続いて、2点目、広域的な拠点・和泉府中駅周辺の都市機能誘導区域について、我孫子、粉河線沿いのスーパーマーケット、ドラッグストアを含む範囲、と国道26号沿道を含む範囲を追加しました。

続いて、3点目、地域拠点・北助松駅周辺の都市機能誘導区域について、森町一丁目11、南海中央線沿いのドラッグストアを含む範囲、と現状の用途地域や道路形状に合わせた範囲を追加しました。

続いて、4点目、地域拠点・松ノ浜駅周辺の都市機能誘導区域について、条南町11、松之浜曾根線沿いのスーパーマーケットを含む範囲、と現状の用途地域や道路形状に合わせた範囲を追加しました。

以上、都市機能誘導区域の修正について説明させていただきました。

続いて再検討②の対応として、都市機能誘導施設における商業施設の規模についてですが、全区域において位置付けている商業施設について、当初は、食料品や日用品のみならず衣料品など様々な商品を取り扱う、総合スーパーの規模となる、建物全体の面積が3,000㎡としていましたが、主に食料品や日用品などを取り扱う、スーパーマーケットの規模の、1,000㎡に修正しました。参考として、本市における1,000㎡以上の規模となる商業施設の一覧表を掲載しました。1,000㎡とすることで、日常生活に必要なものの買い物ができる規模の商業施設が対象となるため、より都市機能誘導区域の利便性の向上が期待できます。

続いて再検討③の対応として、立地環境を踏まえ、役割に応じた、都市機能誘導施設の位置付けについてですが、当初は、北助松駅周辺の都市機能誘導施設に、老人デイサービスセンターを位置付けていましたが、市の内陸部のほぼ全域を居住誘導区域としており、その中でそれぞれの地域において、適切にサービスが提供されることによって、古くからの地域コミュニティの維持が期待されることから、駅周辺に誘導する必要性が薄いと判断し、その位置付けを削除しました。

以上が、前回の都市計画審議会以降の主な対応でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。先ほどもご覧いただきましたが、本日、案の承認を得られましたら、すみやかにホームページ等で事前周知を行い、3月末の公表を行ってまいりたいと考えておりま

す。

以上、誠に簡単ではございますが、案件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

**【会長】**

只今の内容に質問・ご意見等はございますでしょうか。

**【波床委員】**

居住誘導区域に浸水想定区域が含まれる妥当性について、ご質問させていただきます。前回の審議会においてもご指摘させていただいた内容であり、一定の回答はいただいたのですが、やはり行政として、国民の生命と財産を守ることが大原則ですので、居住を誘導する区域として浸水想定区域を含むというのはあまり好ましくないと思います。

土地利用の変更、或いは、今建っている建物を撤去した方がよいということでは申し上げないですが、そこに行政が誘導するというのは好ましくないのではと思います。

先月、テレビで泉大津市に限らず全国でも居住誘導区域に浸水想定区域が含まれている地区が多くあるという話を見ました。今回の、立地適正化計画では、非常時には避難誘導等を十分にすると記載がありますが、全国でそういった例が多くあった場合に、早晩に国からは是正を求められる可能性は無きにしも非ずです。

さらに、現在の浸水想定区域については津波による被害想定に基づいているものですが、大阪府では高潮による被害想定についても考慮した浸水想定区域の再検討を行っているという話も聞きます。

そういった結果を踏まえて、新たな浸水想定区域が出てきた場合や、国・府の居住誘導区域の設定方針が変更になった場合は、本計画の居住誘導区域の設定については見直すことを厭わないという付帯意見をつけていただくことはできないかという提案ですがいかがでしょうか。

**【事務局】**

今回の居住誘導区域については、都市計画マスタープランの土地利用の方針等も踏まえて設定しているものであります。

**【会長】**

先ほどのご提案は、国・府の方針が変わった時には、本計画の居住誘導区域

の設定については見直すとういうことでいかがでしょうか、という提案でしたが、当然府や国の方針の変更を受けて、泉大津市も対応が必要になるかと思えますので、当然のことかと思えますが、付帯意見ということでより明確化しておきたいということかと思えます。

**【波床委員】**

先ほどの回答では、都市計画マスタープランに記載があるためとのことでしたが、都市計画マスタープランであっても、国民の生命と財産を守るという大原則を重視しないといけないものなので、あまり理由にならないのではないのでしょうか。場合によっては、都市計画マスタープランの改定も必要かと思えます。

**【会長】**

具体的には、居住誘導区域が設定された場合は、区域外に3戸以上の住宅開発の場合に、事前に30日前までに市長に届出が必要となります。それに対して、適切でないと判断された場合には、市長の方から勧告が出されるといった流れになります。

現状の方向性では、市域面積が非常に小さい泉大津市の中では住宅地を開発する余地が市街地内では少ないので、人口密度の維持という立地適正化計画のもう一つの観点とのバランスの中で、方向性を見出していくということになるかと思えます。

先ほどの波床委員のご提案のとおり新たな浸水想定区域が出てきた場合や、国・府の居住誘導区域の設定方針が変更になった場合は、本計画の居住誘導区域の設定について見直すことを厭わないと付帯意見をつけるということでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【会長】**

他にございませんか。

**【貫野委員】**

都市機能誘導区域の再設定について、中心拠点（泉大津駅周辺）に堺阪南線沿いの家電量販店を追加した考え方を教えていただければと思います。

**【事務局】**

一筆として、非常に大きな土地であるため、今回追加を行いました。

**【貫野委員】**

現在の状況を踏まえて、今回追加を行ったということだと理解しました。地域拠点（松ノ浜駅周辺）の地区ではなく、中心拠点（泉大津駅周辺）に追加したということは、今後は一連の流れの中で中心拠点（泉大津駅周辺）と同じように検討を進めていきたいということでしょうか。

**【会長】**

そのような観点であるということです。

他にございませんか。

**【臼谷委員】**

堺阪南線沿いの家電量販店について、都市機能誘導区域に設定されることによって、市のメリット・デメリット、また土地所有者のメリット・デメリットはどういったことがあるのか教えてください。

**【事務局】**

都市機能誘導区域に設定されることによって、市としては緩やかに都市機能を誘導することにより、この地域内の活性化を図れることを期待して、今回設定を行うものです。

**【会長】**

都市機能誘導区域の設定には2段階の指定がされています。まず、都市機能誘導区域の指定、さらにはその中で誘導施設を種類分けし、指定するというものです。都市機能誘導施設として指定された施設を都市機能誘導区域外で建築等を行う場合は、事前に30日前までに市長に届出が必要になり、それが適切でないと判断されると市長が勧告を出すということになります。

**【臼谷委員】**

強制力や罰則は、あまりないということか。

**【会長】**

はい。そのとおりです。

**【臼谷委員】**

居住誘導区域についての勧告などはどうか。

**【会長】**

都市機能誘導区域と同様に、区域外での行為において届出が出た際に市長が適切でない判断した場合は、開発行為をやめてくださいと勧告します。

ただし、勧告であるため、その先のことは行えません。非常に緩やかな誘導になっているということです。

その他、居住制限区域というものもありますが、設定されると、その地域では宅地開発ができなくなります。泉大津市ではその設定はありません。

他にございませんか。

それでは、第3号議案について、浸水区域抽出のための基準や抽出方法等の変更により、新たな浸水想定区域が出てきた場合や、国・府の居住誘導区域の設定方針が変更になった場合は、本計画の居住誘導区域の設定についても見直すことを厭わないと付記することでご異議ございませんか。

**【委員】**

異議なし。

**【会長】**

ご異議がないようでございますので、議案第3号については、承認いたします。

**【会長】**

それでは最後に、全体を通して委員の皆様から、何かご意見ございませんか。

**【江野委員】**

大阪府農業会議の大阪農業時報に防災農地への取り組みについての記事があり、他市においてはかなり進んでいるとありました。発災時の仮設住宅用地として確保されているのか、公園を仮設住宅用地として賄う予定であるのか。隣接市では登録市として制度がありますが、泉大津市の考えをお聞かせ願えればと思います。

**【事務局】**

担当部局に確認のうえ、検討させていただきます。

**【会長】**

今般、都市緑地法及び生産緑地法が改正され、従来の都市内には農地は置かないといった方向性から、市街化区域内の農地の保全について進めるなど、国の方針が大きく変わっていますので、農地を農作物の生産以外の目的のため位

置付けていくことが泉大津市でも必要になってくると思います。そういった観点からも、防災機能として積極的に位置づけるための制度として泉大津市も取り組んでいただければと思います。

(13) 閉会

**【会長】**

では、報告案件につきましても以上となりますので、以上をもって令和元年度第2回泉大津市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、進行を、事務局にお返しいたします。

**【事務局】**

本日は、慎重なご審議を賜り誠にありがとうございました。

本日、皆様にご審議いただきました件につきましては、引き続き、事務局にて作業を進めさせていただきます。

それでは、これを持ちまして、令和元年度第2回泉大津市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。